

告 示

○総務省告示第四十四号

町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、埼玉県比企郡滑川町と同郡嵐山町との境界を次のとおり変更する旨、埼玉県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年二月二十五日

総務大臣 原口 一博

比企郡滑川町に編入する区域

比企郡嵐山町大字川島字沼下二〇七七の一、二〇七八、二〇八〇の一、二〇八〇の四、二〇八一、二〇八三、二〇八四の一、二〇八五の二、字豊田二〇九六の二、二〇九八の一、二〇九八の五、二〇〇〇の一、字赤坂下二二三〇の一、二二三〇の八、二二三二の一、二二三二の五、二二三二の六、二三五四の一、二三五五の一、二五六六の一から二五六六の三まで、字下ノ前二二五八の一、二二五八の二、二二五八の四から二二五八の六まで、字上前二二六二、二二六三、二二六四の一、二二六五、二二六六、二二六八の一、二二六八の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地、公有地の一部並びに字沼下二〇八九の一、二〇九〇の一、字豊田二〇九一、二〇九六の一、字赤坂下二二二八の一、二二二八の四に隣接する水路である国有地の一部、二二二八の四の地先の水路である国有地の一部

比企郡嵐山町に編入する区域

比企郡滑川町大字水房字表之前一七九の一、一七九の三、二一〇三の二から二一〇三の五まで、字上之前二八八の一、二八八の二、二八八の四、二八八の五、二九〇、二九二の一、二九二の三、二九三の二、二九三の六から二九三の九まで、三六三の一、三六三の七から三六三の九まで、三六四の一から三六四の三まで、字沼下八一九の一、八一九の二及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに字下之前一八の六、一八の七、二二、二二の二、二二三の二、二四、三八の一、三九の一、四一の一、四三の一、四六の二、四六の三、四六の一に隣接する水路である国有地の一部、嵐山町大字川島字赤坂下二二四二の一、字下ノ前二二五八の一に隣接する滑川町の水路である国有地の全部